2008年度

破産法講義

13

関西大学法学部教授
栗田　隆

破産法講義　第13回

1. 財団債権

財団債権の特質

- 定義　　破産手続によらないで破産財団から随時弁済を受けることができる債権（2条7項）。
- 付随的特質　　破産債権に優先する（151条）
- ✓ 破産債権が要件の面から定義されているのと異なり（2条5項）、財団債権は効果の面から定義されている。これには種々の債権が含まれ、要件面からの枠付けが困難だからである。中心となるのは、破産手続の追行過程で生ずる費用に係る債権である。

財団債権の範囲を定める規定

- 財団債権の主要なものは148条・149条・150条に列挙されている。その他のものに、次のものがある。
  1. 42条4項・44条3項・45条3項
  2. 54条2項・55条2項・56条2項
  3. 132条
  4. 144条
  5. 168条1項2号・2項1号・2項3号

1号（共同の利益のための裁判上の費用）

- 次のものがこれに該当する。
  1. 破産申立ての手数料、書類の作成・提出費用
  2. 破産手続の進行に必要な各種公告等の費用
  3. 債権者集会や一般の債権調査のための費用
- 次のものは、これに該当しない。
  1. 却下された破産申立費用
  2. 各債権者の破産手続参加費用（97条7号）
  3. 特別の債権調査の費用（119条3項・122条2項）

2号（管理・換価・配当の費用）

- 次のものがこれに該当する。
  1. 破産管財人の報酬
  2. 換価費用（買主を見つけるための広告費用、契約書作成費用など）
  3. 財産目録作成費用
  4. 配当に関する公告・通知費用
  5. 破産財団に属する不動産の固定資産税等
- 次のものはこれに属さない。
  1. 従業員の解雇に伴う退職金債権（149条2項参照）

3号（租税等の請求権）

国税徴収法の例により徴収することのできる請求権として、例えば次のものがある。

1. 各種地方税（地方税法48条1項・68条6項・331条6項）
2. 地方自治法224条以下の分担金・使用料等（地方自治法231条の3第3項）
3. 各種社会保険料（健康保険法11条の2第1項、厚生年金保険法86条5項等）

4号（破産財団に関し破産管財人の行為により生じた請求権）

- 根拠　　破産管財人が破産財団に関してなした行為により相手方に生ずる債権も、破産財団から優先的に弁済されるのでなければ、破産管財人との取引行為が回避され、手続の円滑な進行が期待できない。
- 範囲　　破産財団の管理・換価に関連して破産管財人がなした不法行為による債権も、破産債権者が共同して負担すべきものとして、4号に含まれる。

最高裁昭和43年6月13日民集22巻6号1149頁

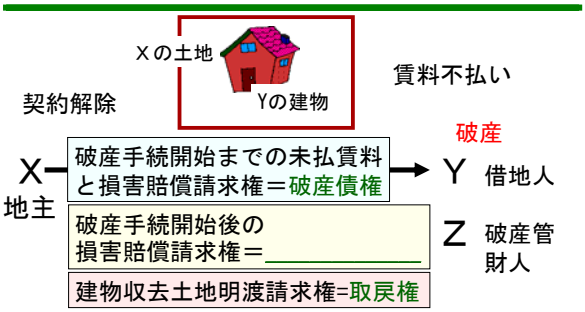

5号（事務管理・不当利得により生じた請求権）

- いずれも、破産手続開始後に原因のあるものに限られる。
- 破産手続開始前に破産者に対して生じた不当利得返還請求権は、破産債権である。

最判昭和43･12･12

（暫定的にＹ名義にした。Ｘ名義への書換未了）

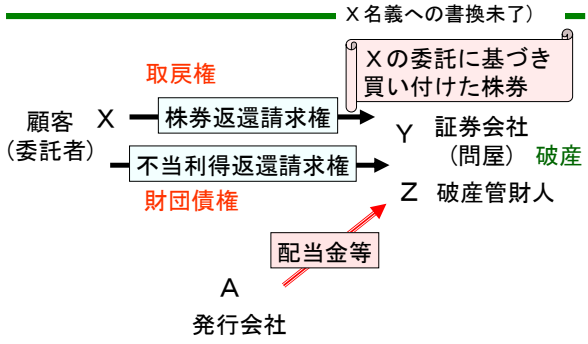

6号（委任終了・代理権消滅後の急迫事情の事務処理に関して生じた請求権）

- この債権も、それを財団債権とすることにより破産財団の維持・管理がよりよくなされることになるので、破産手続の円滑な追行に必要な債権として財団債権となる。
- 破産手続開始後の行為により生じた請求権に限られる。

続

事務処理 ⟹ 破産債権

破産手続開始　委任契約の当然終了（民653条2号）

事務処理

急迫の事情あり ⇒ 財団債権

急迫の事情なし

善意 ⇒ 破産債権
（57条・97条9号）

善意でない ⇒ 破産債権にもならない

7号（双方未履行契約について履行が選択された場合の相手方の請求権）

- 双方の履行が完了していない双務契約について破産管財人が履行を選択した場合には(53条1項)、相手方は破産管財人に同時履行を主張することができるので（民法137条1号に注意）、相手方の債権は財団債権として保護するのが適当である。
- 非継続的契約については、相手方の請求権全部が財団債権となる（典型例:1個の物の売買契約）。

継続的契約と7号

原則　破産手続開始後の給付に係る請求権のみが財団債権になる。例：賃借人が破産した場合の賃貸人の賃料債権は、破産手続開始前の賃料は破産債権、その後のものは財団債権（多数説。異説あり）。

例外　次のものについては、財団債権の範囲が拡張されている。

1. 継続的給付契約（55条）
2. 履行が選択された場合に限らないが、給料債権（149条1項）

8号（双務契約の解約の場合に、破産手続開始から終了までの間に生じた請求権）

継続的双務契約のうち、破産手続開始があっても当然に終了しないものについては、破産管財人が解約・解除を選択するまでは破産手続開始後も給付を継続することになるので、相手方の利益を保護するために財団債権とされた。

双方未履行契約の特質によって適用規定が異なることに注意

1. 継続的契約の解約・解除　　148条1項8号
2. 非継続的契約の解除　　54条2項

継続的双務契約の終了

- 破産手続の開始を理由に解約権が認められている双務契約　　解約権の行使により終了する
  1. 雇用契約（民法631条）
- 解約権を認める規定のない双務契約　　53条1項の解除により終了する（継続的契約の解除には遡及効がなく、解約と同じである）。8号カッコ書は例示とみるべきである。
  - 賃貸借契約
  - その他の継続的双務契約（継続的請負契約、継続的給付契約など）

負担付遺贈の相手方請求権

破産管財人が負担付遺贈の履行を受けたときは、その負担した義務の相手方が有する当該負担の利益を受けるべき請求権は、遺贈の目的の価額を超えない限度において、財団債権となる。

負担付遺贈の相手方請求権（148条2項）

遺贈の効力発生

遺贈の履行　負担の利益を受ける権利は破産債権

破産手続開始

遺贈の履行　負担の利益を受ける権利は財団債権

遺贈の効力発生　破産者の自由財産の問題になる

金銭化・現在化（148条3項）

次の財団債権については、破産手続の迅速な処理のために必要であれば、金銭化・現在化がおこなわれる。

1. 負担付遺贈の履行がなされた場合の相手方の請求権（148条2項）
2. 破産管財人が双務契約の履行を選択した場合の相手方の請求権（148条1項7号）

例：　負担付遺贈の場合

- 遺贈される不動産　1億円
- 負担の内容　　遺贈者の1人の子（14歳）が24歳に達するまで、毎月10万円をその子に支払うこと、及び日本の大学（学部）に入学したときは、卒業するまでに通常必要な学費を負担すること。
- 破産手続を10年間続けるわけにはいかないので、中間利息分を控除して（99条1項4号）、一括支払いにする（103条3項）。
- 学費の部分は、条件付債権であるが、無条件で支払うべきであろう。

未履行契約と148条3項

- 破産管財人が履行を選択しても、148条3項が常に適用されるわけではない。
- 次の場合には、148条3項の適用は妥当な解決をもたらさないので、適用されない。
  1. 賃借人破産の場合の賃料債権
  2. 賃貸人破産の場合の賃借人の権利
  3. 破産した売主の財産中に目的物が存在する場合の相手方の目的物引渡請求権

例: 未履行の売買契約

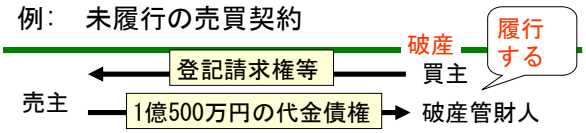

履行期の1年前に破産手続が開始された場合には、財団債権額は、1億円。

注意：3項をそのまま適用すると、相手方の債権は期限が到来するが、破産者の債権は期限未到来であるので、破産管財人が先履行義務を負うことになり、妥当でない。

現在化の趣旨

1. 財団債権の本来の弁済期の到来前に破産手続が終了することを可能にする。
2. 財団不足に陥る可能性からの相手方の保護
   a. 相手方の履行すべき義務がなくなっている時には、財団債権の即時の弁済を求めることができる。特に148条2項の財団債権。
   b. 相手方の有する債権の現在化により、破産財団に属する債権の履行の確実性が損なわれる場合には、現在化は制限される。

148条3項についての別の考え

次のような見解も有力である。

- 破産手続進行中に本来の履行期が到来する財団債権には適用されない。破産手続の進行中に本来の履行期が到来しないため、破産管財人が本来の履行期前に弁済する必要がある場合に限って適用される（財団不足により異時廃止になる場合であるかにかかわらない）。
- 148条1項7号及び同条2項の財団債権に限らず、破産手続終了時に存在している財団債権すべてに適用される。

使用人の給料等（149条）

直前の3ヶ月間の給料は財団債権（149条1項）

破産手続開始

解雇されるまでの給料も財団債権（148条1項8号）

使用人の給料等（149条）

退職　退職前3月間の給料の総額に相当する額が財団債権となる。

破産手続開始　給料ダウン　50万円/月　30万円/月

退職　退職前3月間の給料の総額に相当する額が財団債権となる。カッコ書きに注意

破産手続終了

社債管理者等の費用および報酬（150条）

- 破産管財人の業務を補助するものと見ることができるので、裁判所は、「破産手続の円滑な進行を図るために必要があると認めるときは」、費用請求権を財団債権することができる（1項・2項・4項）
- 報酬請求権について3項・4項

再建型手続における新規融資（DIPファイナンス）

再建型倒産処理手続開始

新規融資＝共益債権（119条5号）

破産手続に移行

財団債権（民再252条6項）

財団不足の場合の措置

- 破産財団に財団債権を支払うだけの財産がない場合には、破産手続を廃止する（異時廃止：217条⇔同時廃止：216条）。
- すでになされた弁済は影響を受けない。
- 債権額に応じて比例配分する。財団債権を担保する留置権、特別の先取特権、質権および抵当権の効力は妨げられない。
- 次の財団債権は、その他の財団債権に優先する（151条2項）。
  - 1号（共同の利益のための裁判上の費用）
  - 2号（管理・換価・配当の費用）　保全管理人の請求権を含む。

最判昭和45･10･30民集24-11-1667

- 破産管財人の報酬は、国税やその他の公課に優先して弁済を受けることができる。

破産手続終了後における破産者の弁済責任

- 個別の債権ごとに決めるべきである。
- 次のものについては、破産財団から弁済できなかった場合に、破産者の弁済責任を肯定してよい。
  1. 租税債権（148条1項3号）
  2. 破産手続開始前の契約に基礎をおく債権で破産債権の実質を有するが、財団債権として優遇されているもの（148条1項6号など）。
  3. 破産管財人が受継した訴訟の費用（44条3項）